

1 事業名

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部改正

2 事業の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者における障害者に対する合理的配慮が義務付けられたことから、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて条例の改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、所沢市障害者支援計画

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第85号 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部を改正する条例

(市民及び事業者の責務)

第6条 略

2 市民は、障害のある人に合理的配慮をするように努めるものとする。

3 事業者は、障害のある人に合理的配慮をしなければならない。

4 略

(意思疎通)

第8条 略

2 略

3 市及び事業者は、障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報を受け取る場合は、合理的配慮をしなければならない。

(生活環境の整備)

第11条 略

2 略

3 不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害のある人がこれらの施設等を利用する場合は、合理的配慮をしなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第6条 略

2 市民及び事業者は、障害のある人に合理的配慮をするように努めるものとする。

3 略

(意思疎通)

第8条 略

2 略

3 市及び事業者は、障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報を受け取る場合は、合理的配慮をするものとする。

(生活環境の整備)

第11条 略

2 略

3 不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害のある人がこれらの施設等を利用する場合は、合理的配慮をするよう努めるものとする。